

□令和3年度中山間地域等直接支払制度 年間スケジュール

月		協定	市
令和3年度	4月	上旬	
		中旬	
		下旬	
	5月	上旬	
		中旬	①協定書の変更認定申請書・届出提出 (※該当がある場合のみ)
		下旬	
	6月	上旬	
		中旬	
		下旬	①提出期限6月末
	7月	上旬	
		中旬	
		下旬	①変更認定通知の交付
8月	上旬		
	中旬	②現地確認立会い	
	下旬		
9月	上旬		
	中旬		
	下旬	③R4変更意向報告(1次集約)	
10月	上旬		
	中旬		
	下旬		
11月	上旬		
	中旬		
	下旬		
12月	上旬		
	中旬	④収支報告書の作成	
	下旬		
1月	上旬		
	中旬	④収支報告書提出	
	下旬	④各農家へ明細送付	
2月	上旬		
	中旬		
	下旬	⑤実績報告書の提出依頼	
3月	上旬		
	中旬	⑤実績報告書の作成・提出	
	下旬		

①協定書の変更手続き

＜変更認定が必要な項目＞

(協定:6月末までに変更認定申請書類を提出
⇒市:7月末までに変更認定通知を交付)

- ・協定農用地の増減
- ・農業生産活動として取り組むべき事項の変更
- ・集落マスタープランの内容の変更
- ・農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の変更
- ・加算措置適用のために取り組むべき事項の変更

＜届出が必要な項目＞

- ・役員や構成員の加除
 - ・交付金使途の見直し
 - ・協定農用地の管理者変更 など
- ※提出は随時

②現地確認

協定に位置付けた農業生産活動及び多面的機能を増進する活動が適正に行われているかを確認します。

＜確認事項＞

- ・畦畔の維持、法面管理(草刈り、崩壊防止)、かんがい排水機能が維持されているか
- ・維持管理農用地については、耕起、除草、害虫防除により耕作可能な状態に管理されているか(一度も耕うん及び草刈り等が行われていないことが明らかな場合には、耕うん及び草刈り等を実施するよう依頼します)

③R4協定書変更意向の報告(1次集約)

来年度に協定書を変更する予定がある場合は、可能な限り9月末までに報告してください。(10月以降も、話がまとまり次第、随時報告してください)

④収支報告書(税務申告用)

1月から12月までの収支の報告書を作成します。領収書及び通帳の写しも提出してください。

⑤実績報告書

令和3年度の活動状況や収支を整理した「実績報告書」を作成します。

【共通】

○交付金交付申請と支払いに係る手続き

提出いただいた意向調査の回答を基に、支払希望時期に合わせて「交付申請書」や「請求書」の提出を依頼します。

○活動の実施や経理処理(通年)

日ごろから、活動記録の整備、写真や領収書の整理をお願いします。